



# 鳥取県公報

令和3年11月9日（火）  
号外第99号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（44）（水産課）・・・・・・・・・・ 3

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

船舶安全法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 事業完了報告書に添付する書類について定めた規定中引用する船舶安全法及び船舶安全法施行規則の条項を改める。

(2) 施行期日は、令和3年11月20日とする。

# 規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第44号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
貸付金	貸付けの条件	区分	証明書等	貸付金	貸付けの条件	区分	証明書等
操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金	機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条第3項の予備検査を受け、これに合格したものであるか、又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	略	船舶安全法施行規則第65条の6第4項の準備検査成績通知書	操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金	機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条第3項の予備検査を受け、これに合格したものであるか、又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の3の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	略	船舶安全法施行規則第65条の3第4項の準備検査成績通知書
	略		略				
	機器等が船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであ	略			機器等が船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであ		

	ること。			ること。	
--	------	--	--	------	--

附 則

この規則は、令和3年11月20日から施行する。